

議案第 26 号

工場立地法区準則条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

工場立地法区準則条例の一部を改正する条例

工場立地法区準則条例（平成 25 年墨田区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

工場立地法の一部改正により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。